

1. 件名：現行制度における使用前検査の実施状況等に関する面談
2. 日時：令和元年11月8日 15時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、後藤検査技術専門職

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

高速炉・新型炉研究開発部門 環境技術開発センター 環境保全部長 他3名

日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長 他3名

リサイクル燃料株式会社 キャスク設計製造部長 他1名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から配付資料（1）、日本原燃株式会社から配付資料（2）及びリサイクル燃料株式会社から配付資料（3）（以下3事業者を総称して「核燃料施設等事業者」という。）に基づき、新たな検査制度の施行に際し使用前検査の検討状況について説明があり、原子力規制庁と核燃料施設等事業者とで意見交換を行い、原子力規制庁から以下のとおり説明をした。

- ① 日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設のうち固体廃棄物減容処理施設、日本原燃株式会社再処理施設、MOX燃料加工施設及びリサイクル燃料株式会社については、最終の使用前検査の受検前に工事を中断している状況であるが、今後の工事についても、なお従前の検査として受検する予定との説明を受けたが、これらの設備については、最終の使用前検査に合格しておらず、新たに新規制基準対応工事を実施することから、令和2年4月1日以降も、「なお従前」による使用前検査を行うのか、使用前事業者検査とするかは、現在実用炉も含め検討中である。
- ② 日本原燃株式会社再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵施設のように既に供用中の施設については、令和2年4月以前に設工認が認可された場合は、なお従前による検査となり、令和2年4月以降に設工認が認可された場合は、新検査制度による検査となる。
- ③ リサイクル燃料株式会社の金属キャスクは、なお従前で行う使用前検査に関連する溶接検査は、同様になお従前の検査とする。
- ④ 例えば既に使用前検査に合格した材料は、合格とするとの説明があったが、新規制基準において要求事項が追加されている場合もあり、それら

も含めて基準に適合していることを核燃料施設等事業者は確認する必要がある。

6. その他

配付資料：

- (1) 新検査制度における使用前事業者検査の検討状況について
- (2) 新規制基準 加工施設 設工認・保安規定申請計画
- (3) 使用済燃料貯蔵施設に係る使用前検査申請書記載事項の変更について（届出）